

# 地方公会計標準ソフトウェア

システム仕様書

平成 29 年 1 月

地方公共団体情報システム機構

C01-01-20

## 1 本仕様書の目的

本仕様書は、地方公会計標準ソフトウェアの稼働に必要なハードウェアおよびミドルウェアの仕様の情報を提示することにより、調達に係る経費の規模を算出し、予算措置等の対応及び調達を行うこと等を目的とする。

地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成パターンは、団体規模、仕訳方式の組合せにより決まる。各地方公共団体は、自団体がどのシステム構成パターンに該当するかは、「第3章構成パターンの検討」を参照し、検討すること。また、各システム構成パターンに必要なハードウェア、ミドルウェアのスペック及び数量については、「第4章システム構成例」を参照すること。

## 2 前提条件

本仕様書を利用する際の前提条件を以下に示す。

- ・本仕様書に示すサーバのハードウェア仕様及び地方公会計向け前提ミドルウェア仕様は、地方公会計標準ソフトウェアで同時に操作するユーザが10人以下を前提とする。（例えば、同時に10人を越えるユーザがログインした状態でも、同時に操作している状態でなければ問題ない。）尚、10人を越えるユーザが同時に操作した場合に、システムの性能低下が発生し、処理に時間を要する可能性がある。
- ・本仕様書に示すシステム構成は、5年分のデータを格納できることを前提とする。
- ・地方公会計標準ソフトウェアの稼働環境は、他システムが稼働していない物理サーバ上に稼働環境を構築することを推奨とする。尚、他システムが稼働している物理サーバ上に相乗りさせる場合は、仮想化技術を用いて仮想サーバを構築し、他システムと論理的に独立した稼働環境とすること。
- ・また、地方公会計標準ソフトウェアの稼働環境を仮想サーバ上に構築する場合は、「第4章システム構成例」に示すハードウェアの仕様を参考に、地方公会計標準ソフトウェアの稼働に必要な仮想コアや仮想メモリ等の割り当てを行うこと。
- ・地方公会計向け前提ミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェア専用のミドルウェアセットである。そのため、他システムの前提ミドルウェアとして使用することはできない。
- ・地方公会計標準ソフトウェアで使用する通信プロトコルについては、別冊資料「インストール手順書」を参照すること。

## 3 システム構成パターンの検討

地方公会計標準ソフトウェアの稼働に必要なシステム構成パターンは、団体規模、仕訳方式の組合せにより決まる。

(1) 団体規模

本仕様書における団体規模は、財務会計システム等から地方公会計標準ソフトウェアに取り込む財務伝票データ件数（1団体・1年間当たり）により表 3-1 のとおり分類する。実際の財務伝票データ件数が、表 3-1 の財務伝票データ件数の目安と異なる場合は、実際の財務伝票データ件数に該当する団体規模とすること。（例えば、人口 5 万人の団体規模で、実際の財務伝票データ件数が 20 万件の場合は、団体規模は「中規模」とする。）

表 3-1 団体規模の分類

項番	団体規模	地方公会計標準ソフトウェアに取り込む財務伝票データ件数の目安（1団体・1年間当たり）
1	小規模（人口 10 万人未満）	1 万件～10 万件
2	中規模（人口 10 万人～100 万人）	10 万件～100 万件
3	大規模（都道府県、政令指定都市）	100 万件程度

表 3-1 に示す団体規模が小規模の場合は、業務運用パターンにより、団体規模を表 3-2 のとおり分類する。小規模に該当する各地方公共団体は、いずれの業務運用パターンを採用するか事前に検討する必要がある。

表 3-2 業務運用パターンによる小規模団体の分類

項番	業務運用パターン	区分
1	1 台の PC で、地方公会計標準ソフトウェアを利用して仕訳を行うなどの公会計に関する業務を実施する。	小規模①
2	複数台の PC で、同時に地方公会計標準ソフトウェアを利用して仕訳を行うなどの公会計に関する業務を実施する。	小規模②

(2) 仕訳方式

仕訳方式は、財務伝票の仕訳を行うタイミングにより、表 3-3 のとおり分類する。各地方公共団体は、どちらの方式を採用するか事前に検討する必要がある。

表 3-3 仕訳方式

項番	仕訳方式	説明
1	期末一括仕訳	日々の財務伝票を蓄積し、期末に一括して複式仕訳を行い財務書類等の作成を行う仕訳方式。
2	日々仕訳	財務伝票について都度複式仕訳を行い財務書類等の作成を行う仕訳方式。

(3) 減価償却パターン

減価償却パターンは、固定資産の減価償却の算出を行う単位により、表 3-4 のとおり分類する。各地方公共団体は、いずれのパターンを採用するか事前に検討する必要がある。

表 3-4 減価償却パターン

項番	減価償却パターン	説明
1	年割	減価償却額を年単位で算出する。
2	月割／日割	減価償却額を月単位または日単位で算出する。

(4) システム構成パターン

地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成パターンは、上記「(1)団体規模」、「(2)仕訳方式」の組合せにより、地方公会計標準ソフトウェアの稼働に必要なシステム構成パターンを表 3-5 に示すとおり分類することができる。

尚、システム構成パターンごとに(3)減価償却パターンにより、ハードディスク容量が決まる。仕様は「第 4 章システム構成例」を参照。

表 3-5 システム構成パターン

項番	団体規模	仕訳方式		備考
		期末一括仕訳	日々仕訳	
1	小規模①	パターン A	パターン C	(3)減価償却パターンによりハードディスク容量の仕様が異なる。仕様は「第 4 章システム構成例」を参照。
2	小規模②	パターン B	パターン C	
3	中規模	パターン C	パターン D	
4	大規模	パターン D		

システム構成パターン A～D の場合に必要なハードウェア、ミドルウェアについては、「第 4 章システム構成例」に示す。

各地方公共団体は、自団体の該当する構成パターンのシステム構成例を参照し、地方公会計標準ソフトウェアの稼働に必要なハードウェア、ミドルウェアを準備すること。

#### 4 システム構成例

前述したシステム構成パターンごとの地方公会計標準ソフトウェアの稼働に必要なシステム構成の構成要素を表 4-1 に示す。

表 4-1 構成要素

項番	区分	構成要素
1	システム構成パターン A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタンドアロン PC</li> <li>・ その他ハードウェア (任意)</li> <li>・ 地方公会計向け前提ミドルウェア</li> <li>・ その他ミドルウェア (任意)</li> </ul>
2	システム構成パターン B~D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サーバ</li> <li>・ クライアント PC</li> <li>・ その他ハードウェア (任意)</li> <li>・ 地方公会計向け前提ミドルウェア</li> <li>・ その他ミドルウェア (任意)</li> </ul>

システム構成パターン毎の実際のシステム構成例及び各構成要素の詳細を、以下に示す。

##### 4. 1 パターン A の場合

###### (1) システム構成図

パターン A の場合の地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成図を図 4-2 に示す。パターン A の場合の地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成は、スタンドアロン PC1 台となり、同端末で地方公会計標準ソフトウェアの操作も行う。

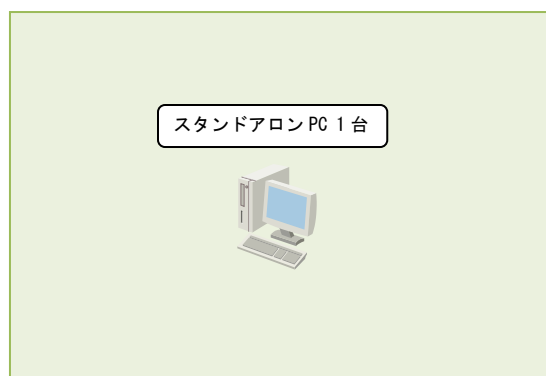


図 4-2 パターン A の場合のシステム構成図

###### (2) ハードウェア仕様

パターン A の場合に必要なハードウェアの構成要素とその仕様を以下に示す。

①スタンドアロン PC

地方公会計標準ソフトウェアを稼働及び操作するための機器。パターン A の場合のスタンドアロン PC の仕様を表 4-3 に示す。

表 4-3 パターン A の場合のハードウェア仕様

項番	区分	仕様
1	CPU	インテル(R) Core(TM) i5-4210M プロセッサ (2.6GHz - 3.2GHz/3MB) 相当 (1CPU)
2	メモリ	8GB 以上
3	ハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却パターンが年割：470GB 以上</li> <li>・償却パターンが月割／日割：470GB 以上</li> </ul> ※上記ハードディスク容量は、以下に示す地方公会計標準ソフトウェアに登録する固定資産台帳、財務伝票、セグメントコードの 1 年間あたりのデータ件数の目安を前提に算出している。 固定資産台帳のデータ件数 (1 年間あたり)：50,000 件 財務伝票のデータ件数 (1 年間あたり)：100,000 件 セグメントコードのデータ件数 (1 年間あたり)：5,000 件
4	ドライブ	前提ミドルウェアのインストール媒体 (CD-ROM) を読み込めるもの。 ※システム構成パターン A の場合、地方公会計向け前提ミドルウェアはダウンロードサイトからインストール用ファイルをダウンロードするが、インストール媒体 (CD-ROM) を使用する場合は、必要となる。 ※前提ミドルウェアのインストール媒体を読み込むために使用するため、別でインストール媒体を読み込む方法があれば、必須ではない。
5	OS	Windows 10 (64bit)
6	ディスプレイ	画面の解像度 1280×768 以上
7	その他	Microsoft Office Excel 2013 (32bit) (SP1) もしくは Microsoft Office Excel 2016 (32bit)

②その他ハードウェア (任意)

①に示す機器は、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために最低限必要な機器である。①の機器以外の、ネットワーク機器やバックアップ取得のための外部記憶装置 (ストレージや LTO 装置等) の機器の導入に関しては、各地方公共団体にて検討すること。尚、外部記憶装置選定にあたり必要な、バックアップファイルサイズの目安を以下に示す。以下に示すバックアップファイルサイズは、最大 5 年分のデータをバックアップすることを想定したものである。尚、表 4-3 の項番 3 に示すハードディスク

容量は、バックアップファイルを5年分格納することが可能な領域を含んでいる。

償却パターンが年割 : 210GB 程度

償却パターンが月割/日割 : 210GB 程度

### (3) ミドルウェア仕様

パターンAの場合に必要なミドルウェアの構成要素とその仕様を以下に示す。

#### ①地方公会計向け前提ミドルウェア

地方公会計向け前提ミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために必要な前提ミドルウェアである。

パターンAの場合に必要な地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンス数を表4-4に示す。パターンAの場合、当機構から無償配布する基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットのみでよい。

表 4-4 パターンAの場合の地方公会計向け前提ミドルウェアライセンス数量

項番	ライセンス (製品名称)	形名	数量
1	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット		1

基本版地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンスを取得するためには申請が必要である。本ライセンス取得の申請については、当機構HPを参照すること。

尚、ハードウェアを冗長化したり、本番環境とは別の保守環境を準備するといった事情でハードウェアを複数台準備する場合は、2台目以降のハードウェアに適用されるライセンスが表4-4に示すライセンスとは異なる。そのため、本仕様書に示すパターンAの場合のシステム構成とは異なるハードウェアを準備する場合は、付録A(2)①を参照の上、必要なライセンスを準備すること。

#### ②その他ミドルウェア (任意)

①に示すミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために最低限必要なミドルウェアである。①以外に、バックアップ管理ソフトウェアやセキュリティ対策ソフトウェア等の導入に関しては、各地方公共団体にて検討すること。

#### 4. 2 パターン B の場合

##### (1) システム構成図

パターン B の場合の地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成図を図 4-5 に示す。パターン B の場合の地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成は、サーバ 1 台、クライアント PC (台数は任意) となり、サーバにネットワークで接続できるクライアント PC で地方公会計標準ソフトウェアの操作を行う。

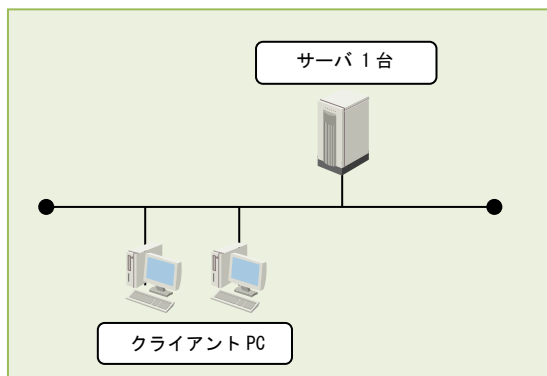


図 4-5 パターン B の場合のシステム構成図

##### (2) ハードウェア仕様

パターン B の場合に必要なハードウェアの構成要素とその仕様を以下に示す。

###### ①サーバ (1 台)

地方公会計標準ソフトウェアを稼働するための機器。パターン B の場合のサーバの仕様を表 4-6 に示す。

表 4-6 パターン B の場合のサーバの仕様

項番	区分	仕様
1	CPU	Pentium G3430 (3.3GHz/3MB/2 コア) 相当 (1CPU)
2	メモリ	8GB 以上
3	ハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却パターンが年割：470GB 以上 (RAID 構成推奨)</li> <li>・償却パターンが月割/日割：470GB 以上 (RAID 構成推奨)</li> </ul> ※上記ハードディスク容量は、以下に示す地方公会計標準ソフトウェアに登録する固定資産台帳、財務伝票、セグメントコードの 1 年間あたりのデータ件数の目安を前提に算出している。 固定資産台帳のデータ件数 (1 年間あたり)：50,000 件 財務伝票のデータ件数 (1 年間あたり)：100,000 件 セグメントコードのデータ件数 (1 年間あたり)：5,000 件



項番	区分	仕様
4	ドライブ	前提ミドルウェアのインストール媒体（CD-ROM）を読み込めるもの。 ※拡張版前提ミドルウェアのインストール媒体を読み込むために使用するため、別でインストール媒体を読み込む方法があれば、必須ではない。
5	ネットワーク インターフェース	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T インターフェース
6	OS	Windows Server 2012 R2 Standard Edition
7	ディスプレイ	画像の解像度：指定なし

②クライアント PC（台数は任意）

①のサーバに接続して地方公会計標準ソフトウェアを操作するための機器。クライアント PC の仕様を表 4-7 に示す。

表 4-7 クライアント PC の仕様

項番	区分	仕様
1	OS	Windows 7 (SP1)、Windows 8.1 もしくは Windows 10
2	ブラウザ	Internet Explorer 11
3	ディスプレイ	Windows 7 (SP1) もしくは Windows 8.1：画面の解像度 1024×768 以上 Windows 10：画面の解像度 1280×768 以上
4	その他	Microsoft Office Excel 2013 (32bit) (SP1) もしくは Microsoft Office Excel 2016 (32bit)

クライアント PC は、表 4-7 の仕様を満たしているものであれば、他システムで使用している端末の利用も可とする。

③その他ハードウェア（任意）

①②に示す機器は、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために最低限必要な機器である。①②の機器以外の、ネットワーク機器やバックアップ取得のための外部記憶装置（ストレージや LTO 装置等）の機器の導入に関しては、各地方公共団体にて検討すること。尚、外部記憶装置選定にあたり必要な、バックアップファイルサイズを目安を以下に示す。以下に示すバックアップファイルサイズは、最大 5 年分のデータをバックアップすることを想定したものである。尚、表 4-6 の項番 3 に示すハードディスク容量は、バックアップファイルを 5 年分格納することが可能な領域を含んでいる。

償却パターンが年割 : 210GB 程度  
償却パターンが月割/日割 : 210GB 程度

### (3) ミドルウェア仕様

パターン B の場合に必要なミドルウェアの構成要素とその仕様を以下に示す。

#### ① 地方公会計向け前提ミドルウェア

地方公会計向け前提ミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために必要な前提ミドルウェアである。

パターン B の場合に必要な地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンス数を表 4-8 に示す。パターン B の場合、必要なハードウェアがサーバのため、当機構から無償配布する基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットのライセンスに加え、拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセットを準備する必要がある。

表 4-8 パターン B の場合の地方公会計向け前提ミドルウェアライセンス数量

項番	ライセンス (製品名称)	形名	数量
1	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット		1
2	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2AZY-2314	1

基本版地方公会計向け前提ミドルウェアはダウンロードサイトからダウンロードすることとなるが、ライセンスを取得するためには申請が必要である。本ライセンス取得の申請については、当機構 HP を参照すること。拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセットのライセンスは、システムベンダ等から購入すること。また、拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセットの調達・見積等に関する問合せは、「機器調達・見積等に関する受付窓口」にて受付を実施する。本受付窓口の詳細は、地方公会計標準ソフトウェア配布用 Web サイトの [FAQ・お問合せ] 画面を参照すること。

尚、ハードウェアを冗長化したり、本番環境とは別の保守環境を準備するといった事情でハードウェアを複数台準備する場合は、2 台目以降のハードウェアに適用されるライセンスが表 4-8 に示すライセンスとは異なる。そのため、本仕様書に示すパターン B の場合のシステム構成とは異なるハードウェアを準備する場合は、付録 A(2)②を参照の上、必要なライセンスを準備すること。

②その他ミドルウェア（任意）

①に示すミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために最低限必要なミドルウェアである。①以外に、バックアップ管理ソフトウェアやセキュリティ対策ソフトウェア等の導入に関しては、各地方公共団体にて検討すること。

#### 4. 3 パターンCの場合

##### (1) システム構成図

パターンCの場合の地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成図を図4-9に示す。パターンCの場合の地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成は、サーバ1台、クライアントPC（台数は任意）となり、サーバにネットワークで接続できるクライアントPCで地方公会計標準ソフトウェアの操作を行う。

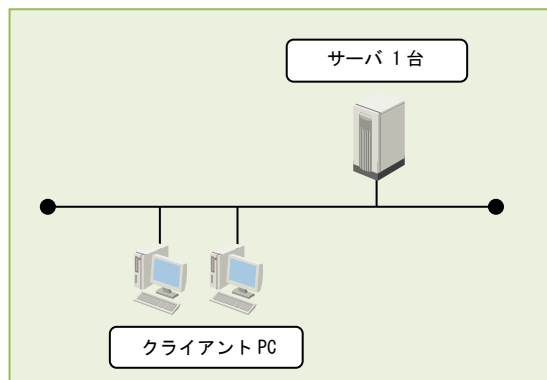


図 4-9 パターンCの場合のシステム構成図

##### (2) ハードウェア仕様

パターンCの場合に必要なハードウェアの構成要素とその仕様を以下に示す。

###### ①サーバ（1台）

地方公会計標準ソフトウェアを稼働するための機器。パターンCの場合のサーバの仕様を表4-10に示す。

表 4-10 パターンCの場合のサーバの仕様

項番	区分	仕様
1	CPU	Xeon E3-1220v2 (3.1GHz/8MB/4コア) 相当 (1CPU)
2	メモリ	12GB 以上
3	ハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却パターンが年割：1.3TB 以上 (RAID 構成推奨)</li> <li>・償却パターンが月割/日割：3.2TB 以上 (RAID 構成推奨)</li> </ul> <p>※上記ハードディスク容量は、以下に示す地方公会計標準ソフトウェアに登録する固定資産台帳、財務伝票、セグメントコードの1年間あたりのデータ件数の目安を前提に算出している。</p> <p>固定資産台帳のデータ件数 (1年間あたり)：500,000 件                      財務伝票のデータ件数 (1年間あたり)：1,000,000 件                      セグメントコードのデータ件数 (1年間あたり)：50,000 件</p>

項番	区分	仕様
4	ドライブ	前提ミドルウェアのインストール媒体（CD-ROM）を読み込めるもの。 ※拡張版前提ミドルウェア等のインストール媒体を読み込むために使用するため、別でインストール媒体を読み込む方法があれば、必須ではない。
5	ネットワーク インターフェース	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T インターフェース
6	OS	Windows Server 2012 R2 Standard Edition
7	ディスプレイ	画像の解像度：指定なし

②クライアント PC（台数は任意）

①のサーバに接続して地方公会計標準ソフトウェアを操作するための機器。クライアント PC の仕様を表 4-11 に示す。

表 4-11 クライアント PC の仕様

項番	区分	仕様
1	OS	Windows 7 (SP1)、Windows 8.1 もしくは Windows 10
2	ブラウザ	Internet Explorer 11
3	ディスプレイ	Windows 7 (SP1) もしくは Windows 8.1：画面の解像度 1024×768 以上 Windows 10：画面の解像度 1280×768 以上
4	その他	Microsoft Office Excel 2013 (32bit) (SP1) もしくは Microsoft Office Excel 2016 (32bit)

クライアント PC は、表 4-11 の仕様を満たしているものであれば、他システムで使用している端末の利用も可とする。

③その他ハードウェア（任意）

①②に示す機器は、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために最低限必要な機器である。①②の機器以外の、ネットワーク機器やバックアップ取得のための外部記憶装置（ストレージや LTO 装置等）の機器の導入に関しては、各地方公共団体にて検討すること。尚、外部記憶装置選定にあたり必要な、バックアップファイルサイズを目安を以下に示す。以下に示すバックアップファイルサイズは、最大 5 年分のデータをバックアップすることを想定したものである。尚、表 4-10 の項番 3 に示すハードディスク容量は、バックアップファイルを 5 年分格納することが可能な領域を含んでいる。

償却パターンが年割 : 630GB 程度  
償却パターンが月割/日割 : 1.6TB 程度

### (3) ミドルウェア仕様

パターン C の場合に必要なミドルウェアの構成要素とその仕様を以下に示す。

#### ① 地方公会計向け前提ミドルウェア

地方公会計向け前提ミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために必要な前提ミドルウェアである。

パターン C の場合に必要な地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンス数量を表 4-12 に示す。パターン C の場合、必要なハードウェアがサーバのため、当機構から無償配布する基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットのライセンスに加え、拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットを準備する必要がある。

表 4-12 パターン C の場合の地方公会計向け前提ミドルウェアライセンス数量

項番	ライセンス (製品名称)	形名	数量
1	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット		1
2	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2AZY-2314	1
3	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット	P-2AZY-2514	1

基本版地方公会計向け前提ミドルウェアはダウンロードサイトからダウンロードすることとなるが、ライセンスを取得するためには申請が必要である。本ライセンス取得の申請については、当機構 HP を参照すること。拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットのライセンスは、システムベンダ等から購入すること。また、拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットの調達・見積等に関する問合せは、「機器調達・見積等に関する受付窓口」にて受付を実施する。本受付窓口の詳細は、地方公会計標準ソフトウェア配布用 Web サイトの [FAQ・お問合せ] 画面を参照すること。

尚、ハードウェアを冗長化したり、本番環境とは別の保守環境を準備するといった事情でハードウェアを複数台準備する場合は、2 台目以降のハードウェアに適用されるライセンスが表 4-12 に示すライセンスとは異なる。そのため、本仕様書に示すパターン C の場合のシステム構成とは異なるハードウェアを準備する場合は、付録 A(2)③を参照の上、必要なライセンスを準備すること。

②その他ミドルウェア（任意）

①に示すミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために最低限必要なミドルウェアである。①以外に、バックアップ管理ソフトウェアやセキュリティ対策ソフトウェア等の導入に関しては、各地方公共団体にて検討すること。

#### 4. 4 パターンDの場合

##### (1) システム構成図

パターンDの場合の地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成図を図4-13に示す。パターンDの場合の地方公会計標準ソフトウェアのシステム構成は、サーバ1台、クライアントPC（台数は任意）となり、サーバにネットワークで接続できるクライアントPCで地方公会計標準ソフトウェアの操作を行う。

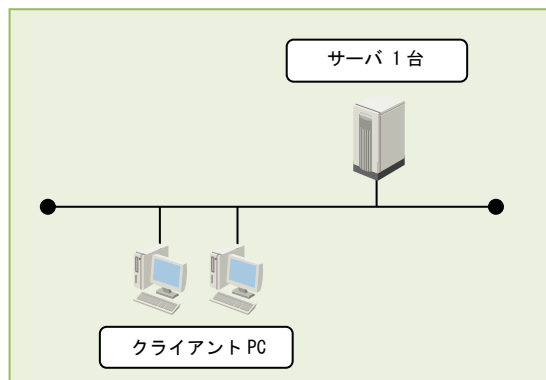


図 4-13 パターンDの場合のシステム構成図

##### (2) ハードウェア仕様

パターンDの場合に必要なハードウェアの構成要素とその仕様を以下に示す。

###### ①サーバ（1台）

地方公会計標準ソフトウェアを稼働するための機器。パターンDの場合のサーバの仕様を表4-14に示す。

表 4-14 パターンDの場合のサーバの仕様

項番	区分	仕様
1	CPU	Xeon E3-1220v2 (3.1GHz/8MB/4コア) 相当 (1CPU)
2	メモリ	16GB 以上
3	ハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却パターンが年割：1.3TB 以上 (RAID 構成推奨)</li> <li>・償却パターンが月割/日割：3.2TB 以上 (RAID 構成推奨)</li> </ul> ※上記ハードディスク容量は、以下に示す地方公会計標準ソフトウェアに登録する固定資産台帳、財務伝票、セグメントコードの1年間あたりのデータ件数の目安を前提に算出している。 固定資産台帳のデータ件数 (1年間あたり)：500,000 件 財務伝票のデータ件数 (1年間あたり)：1,000,000 件 セグメントコードマスタのデータ件数 (1年間あたり)：50,000 件



項番	区分	仕様
4	ドライブ	前提ミドルウェアのインストール媒体（CD-ROM）を読み込めるもの。 ※拡張版前提ミドルウェア等のインストール媒体を読み込むために使用するため、別でインストール媒体を読み込む方法があれば、必須ではない。
5	ネットワーク インターフェース	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T インターフェース
6	OS	Windows Server 2012 R2 Standard Edition
7	ディスプレイ	画像の解像度：指定なし

②クライアント PC（台数は任意）

①のサーバに接続して地方公会計標準ソフトウェアを操作するための機器。クライアント PC の仕様を表 4-15 に示す。

表 4-15 クライアント PC の仕様

項番	区分	仕様
1	OS	Windows 7 (SP1)、Windows 8.1 もしくは Windows 10
2	ブラウザ	Internet Explorer 11
3	ディスプレイ	Windows 7 (SP1) もしくは Windows 8.1：画面の解像度 1024×768 以上 Windows 10：画面の解像度 1280×768 以上
4	その他	Microsoft Office Excel 2013 (32bit) (SP1) もしくは Microsoft Office Excel 2016 (32bit)

クライアント PC は、表 4-15 の仕様を満たしているものであれば、他システムで使用している端末の利用も可とする。

③その他ハードウェア（任意）

①②に示す機器は、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために最低限必要な機器である。①②の機器以外の、ネットワーク機器やバックアップ取得のための外部記憶装置（ストレージや LTO 装置等）の機器の導入に関しては、各地方公共団体にて検討すること。尚、外部記憶装置選定にあたり必要な、バックアップファイルサイズを目安を以下に示す。以下に示すバックアップファイルサイズは、最大 5 年分のデータをバックアップすることを想定したものである。尚、表 4-14 の項番 3 に示すハードディスク容量は、バックアップファイルを 5 年分格納することが可能な領域を含んでいる。

償却パターンが年割 : 630GB 程度  
償却パターンが月割/日割 : 1.6TB 程度

### (3) ミドルウェア仕様

パターンDの場合に必要なミドルウェアの構成要素とその仕様を以下に示す。

#### ①地方公会計向け前提ミドルウェア

地方公会計向け前提ミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために必要な前提ミドルウェアである。

パターンDの場合に必要な地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンス数量を表4-16に示す。パターンDの場合、必要なハードウェアがサーバのため、当機構から無償配布する基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットのライセンスに加え、拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットを準備する必要がある。

表 4-16 パターンDの場合の地方公会計向け前提ミドルウェアライセンス数量

項番	ライセンス (製品名称)	形名	数量
1	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット		1
2	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2AZY-2314	1
3	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット	P-2AZY-2514	1

基本版地方公会計向け前提ミドルウェアはダウンロードサイトからダウンロードすることとなるが、ライセンスを取得するためには申請が必要である。本ライセンス取得の申請については、当機構HPを参照すること。拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットのライセンスは、システムベンダ等から購入すること。また、拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットの調達・見積等に関する問合せは、「機器調達・見積等に関する受付窓口」にて受付を実施する。本受付窓口の詳細は、地方公会計標準ソフトウェア配布用 Web サイトの [FAQ・お問合せ] 画面を参照すること。

尚、ハードウェアを冗長化したり、本番環境とは別の保守環境を準備するといった事情でハードウェアを複数台準備する場合は、2台目以降のハードウェアに適用されるライセンスが表4-16に示すライセンスとは異なる。そのため、本仕様書に示すパターンDの場合のシステム構成とは異なるハードウェアを準備する場合は、付録A(2)③を参照の上、必要なライセンスを準備すること。

②その他ミドルウェア（任意）

①に示すミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために最低限必要なミドルウェアである。①以外に、バックアップ管理ソフトウェアやセキュリティ対策ソフトウェア等の導入に関しては、各地方公共団体にて検討すること。

## 5 保守

各地方公共団体において、前述した地方公会計標準ソフトウェアの稼動に必要なハードウェア、ミドルウェア製品については、以下の通り製品保守の契約を締結することが望ましい。尚、製品保守の契約を締結していない場合、地方公会計標準ソフトウェアの導入作業やソフトウェアの操作において問題が発生した際に、当機構で設置している地方公会計標準ソフトウェア専用問合せ窓口に関しても、ハードウェア、ミドルウェアに起因する問題に関する問合せは対応できない場合がある。

### (1) ハードウェア製品保守

ハードウェア製品保守では、ハードウェア製品に関する問題解決支援（お問合せ窓口）やハードウェア障害時の修理・部品交換等を行う。ハードウェア（サーバ、スタンダードPC等）の製品保守については、各地方公共団体で別途保守契約を締結することが望ましい。ハードウェア製品保守契約の締結については、ハードウェア購入先のシステムベンダ等に問い合わせること。

### (2) ミドルウェア製品保守

ミドルウェア製品保守では、ミドルウェア製品に関する問題解決支援（お問合せ窓口）や修正パッチ/セキュリティパッチの提供、改良版（機能の改善/追加、性能改善、予防保守）の提供等を行う。ミドルウェアの製品保守については、各地方公共団体で別途保守契約を締結することが望ましい。尚、当機構から無償配布する基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットについても、製品保守は含まれていないため、各地方公共団体で別途保守契約を締結することが望ましい。ミドルウェア製品保守の締結については、ミドルウェア購入先のシステムベンダ等に問い合わせること。また、地方公会計向け前提ミドルウェアセットの製品保守に関する問合せは、「機器調達・見積等に関する受付窓口」にて受付を実施する。本受付窓口の詳細は、地方公会計標準ソフトウェア配布用 Web サイトの [FAQ・お問合せ] 画面を参照すること。各製品保守名称及び形名は以下のとおりであり、保守契約を締結した場合には購入するライセンスと同数量の製品保守契約の締結が必要となる。

表 5-1 地方公会計向け前提ミドルウェアの製品保守

項番	地方公会計向け 前提ミドルウェア製品	製品保守	
		平日 8:00-19:00 ※1	24 時間週 7 日 ※1
1	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス ※2 (形名 : ST-2CZY24141)	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24 ※2 (形名 : ST-2CZY24143)

項番	地方公会計向け 前提ミドルウェア製品	製品保守	
		平日 8:00-19:00 ※1	24 時間週 7 日 ※1
2	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名：P-2AZY-2314)	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス (形名：ST-2AZY23141)	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24 (形名：ST-2AZY23143)
3	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (形名：P-2AZY-2514)	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット サポートサービス (形名：ST-2AZY25141)	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット サポートサービス 24 (形名：ST-2AZY25143)
4	スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名：P-2CZY-2514)	スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス (形名：ST-2CZY25141)	スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24 (形名：ST-2CZY25143)
5	地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名：P-2AZY-2414)	地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス (形名：ST-2AZY24141)	地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24 (形名：ST-2AZY24143)

※1 仕訳方式が期末一括仕訳の場合は、利用頻度が低いため、保守対応時間「平日 8:00-19:00」を推奨する。日々仕訳の場合は、財務会計システムと連携するため、各地方公共団体の財務会計システムの稼働時間に合わせて選択すること。

※2 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットのライセンスを購入する場合は、拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットの製品保守契約の締結のみでよく、基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットの製品保守契約の締結は不要である。

## 6 その他留意事項

- (1) 冗長化する場合は、Microsoft Failover Cluster によるフェイルオーバークラスタ方式を想定している。冗長化する場合は、各地方公共団体にて本仕様書に示すハードウェア仕様、ミドルウェア仕様を参考に、各サーバの台数やその他必要な機器、ミドルウェアのライセンス等を検討すること。
  
- (2) 地方公会計標準ソフトウェアが動作保証対象とする仮想化ソフトウェアは以下のとおりである。
  - VMware vSphere ESXi 5
  - VMware vSphere ESXi 6
  - Windows Server 2012 R2 Hyper-V
  
- (3) システムベンダーにおいては、地方公共団体より地方公会計標準ソフトウェアとの連携のため、関連システム（財務会計システム、公有財産管理システム等）の改修を依頼された場合には、不要・過大な改修を行うことのないように留意すること。

付録 A 地方公会計向け前提ミドルウェアライセンスカウントに関する説明及び例

(1) 地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンス概要

地方公会計向け前提ミドルウェアは、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために必要な前提ミドルウェアである。地方公会計向け前提ミドルウェアはスタンドアロンPCやサーバにインストールされるもので、スタンドアロンPCの台数やサーバの台数やスペック（CPUの数やコア数）によって必要なライセンスが変わる。

別途、当機構から無償配布される「基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット」を入手している地方公共団体においては、ハードウェアを冗長化したり、本番環境とは別の保守環境を準備するといった事情でハードウェアを複数台準備する場合は、1台目と2台目以降のハードウェアに適用されるライセンスが異なる。以下に1台目と2台目以降の区分ごとに適用されるライセンスの一覧を示す。

表 A-1 地方公会計向け前提ミドルウェア

項番	区分	導入するハードウェアの種類	適用されるライセンス (製品名)	形名	備考
1	1台目	スタンドアロンPC	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット		当機構から無償配布するもの
2		サーバ	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2AZY-2314	
3			地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット	P-2AZY-2514	
4	2台目以降	スタンドアロンPC	スタンドアロンPC版地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2CZY-2514	
5		サーバ	地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2AZY-2414	
6			地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット	P-2AZY-2514	

尚、基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットを入手していないシステムベンダ等が、自社用に地方公会計標準ソフトウェアの稼働環境を構築する場合は、1台目に導入するハードウェアについても、表 A-1 の [区分] 欄が「2台目以降」に記載の前提ミドルウェアが必要となる。

表 A-1 に示す地方公会計向け前提ミドルウェアの詳細を以下に示す。

① 1台目のハードウェアの種類により必要な公会計向け前提ミドルウェア

(a) 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット

1台目のハードウェアがスタンドアロン PC の場合、スタンドアロン PC1 台（1CPU、4コアまで）あたりに必要な前提ミドルウェアセット。

(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット（形名：P-2AZY-2314）

- ・1台目のハードウェアがサーバの場合、地方公会計標準ソフトウェアを稼働するために必要な前提ミドルウェアセット。
- ・本前提ミドルウェアセットを入手するためには、(a) 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットを保有していることが必要である。なお、本前提ミドルウェアセットを使用する場合は、(a) 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットのライセンスを使用することはできない。
- ・物理サーバの場合、1CPU までを搭載していることを前提とする。2CPU 以上を搭載するサーバの場合は、1CPU を超える 1CPU あたりに地方公会計向け前提ミドルウェアセット（後述の②(b)に詳細を記載）が1つ必要となる。
- ・仮想サーバの場合、地方公会計標準ソフトウェアを稼働する仮想サーバに割り当てているコア数が、物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数を超えないことを前提とする。地方公会計標準ソフトウェアを稼働する仮想サーバに割り当てているコア数が、物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数を超える場合は、当該コア数を超える 1CPU あたりのコア数ごとに地方公会計向け前提ミドルウェアセット（後述の②(b)に詳細を記載）が1つ必要となる。

(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット（形名：P-2AZY-2514）

- ・1台目のハードウェアが物理サーバかつサーバに搭載されるコア数が4以上の場合に、2コアを超える2コアごとに必要となる前提ミドルウェア追加ライセンスセット。
- ・1台目のハードウェアが仮想サーバかつ地方公会計標準ソフトウェアを稼働する仮想サーバに割り当てている仮想コア数が4以上の場合に、2コアを超える2コアごとに必要となる前提ミドルウェア追加ライセンスセット。



尚、(c)地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット数量は、以下の算出式により算出すること。

**【算出式】**

$$\begin{aligned} & \text{①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット数量} \\ & = \{ (\text{サーバに搭載される (仮想サーバの場合は、使用される) コア数}) \\ & - (\text{①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量} \\ & + \text{②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量※}) \times 2 \text{ コア} \} \div 2 \end{aligned}$$

※下線部は、1台目の物理サーバが2CPU以上を搭載するまたは1台目の仮想サーバに割り当てるコア数が物理サーバのコア数を超える場合のみ加算すること

- ② 2台目以降のハードウェアの種類により必要な公会計向け前提ミドルウェア
- (a) スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名: P-2CZY-2514)
- ・2台目以降に導入するハードウェアがスタンドアロン PC の場合、2台目以降のスタンドアロン PC 1台 (1CPU、4コアまで) あたりに必要な前提ミドルウェアセット。
- (b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名: P-2AZY-2414)
- ・2台目以降に導入するハードウェアがサーバの場合、サーバ1台あたりに必要な前提ミドルウェアセット。
  - ・物理サーバの場合、各サーバ1CPUまでを搭載していることを前提とする。2CPU以上を搭載するサーバの場合は、1CPUを超える1CPUあたりに本前提ミドルウェアセットが1つ必要となる。
  - ・仮想サーバの場合、地方公会計標準ソフトウェアを稼働する仮想サーバに割り当てているコア数が、物理サーバに搭載する1CPUあたりのコア数を超えないことを前提とする。地方公会計標準ソフトウェアを稼働する仮想サーバに割り当てているコア数が、物理サーバに搭載する1CPUあたりのコア数を超える場合は、当該コア数を超える1CPUあたりのコア数ごとに本前提ミドルウェアセットが1つ必要となる。
- (c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (形名: P-2AZY-2514)
- ・2台目以降のハードウェアが物理サーバかつサーバに搭載されるコア数が4以上の場合に、2コアを超える2コアごとに必要となる前提ミドルウェア追加ライセンスセット。
  - ・2台目以降のハードウェアが仮想サーバかつ地方公会計標準ソフトウェアを稼働する仮想サーバに割り当てている仮想コア数が4以上の場合に、2コアを超える2コアごとに必要となる前提ミドルウェア追加ライセンスセット。

尚、(c)地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット数量は、以下の算出式により算出すること。

**【算出式】**

$$\begin{aligned} & \text{②(c)地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット数量} \\ & = \{ (2 \text{ 台目以降のサーバに搭載される (仮想サーバの場合は、使用される) コア数} \\ & - \text{(②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量)} \times 2 \text{ コア} \} \div 2 \end{aligned}$$

(2) ハードウェアを複数台準備する場合の前提ミドルウェアのライセンス

別途、当機構から無償配布される「基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット」を入手している地方公共団体においては、ハードウェアを冗長化したり、本番環境とは別の保守環境を準備するといった事情で、ハードウェアを複数台準備する場合に必要な地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンスカウント例を以下に示す。

①2 台目以降にシステム構成パターン A のハードウェアを準備する場合

2 台目以降にシステム構成パターン A のハードウェア (スタンドアロン PC) を準備する場合に必要な地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンスを以下に示す。

項番	ライセンス (製品名称)	形名	数量
1	スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2CZY-2514	1

②2 台目以降にシステム構成パターン B のハードウェアを準備する場合

2 台目以降にシステム構成パターン B のハードウェアを準備する場合に必要な地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンスを以下に示す。

項番	ライセンス (製品名称)	形名	数量
1	地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2AZY-2414	1

③2 台目以降にシステム構成パターン C または D のハードウェアを準備する場合

2 台目以降にシステム構成パターン C または D のハードウェアを準備する場合に必要な地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンスを以下に示す。

項番	ライセンス (製品名称)	形名	数量
1	地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2AZY-2414	1
2	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット	P-2AZY-2514	1

(3) 本仕様書に示すシステム構成と異なる場合の前提ミドルウェアのライセンス  
地方公会計標準ソフトウェアの稼働環境は、本仕様書の「第4章システム構成例」に示すシステム構成とすることを推奨する。ただし、各地方公共団体で導入するシステム構成が、本仕様書の「第4章システム構成例」に示すシステム構成と異なる場合を考慮し、地方公会計向け前提ミドルウェアライセンスカウント例を以下の例1)～例4)に示す。(詳細は、後述) 尚、以下の例ではハードウェアを1台準備する場合を前提とする。

<物理サーバの場合>

表 A-3 地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンスカウント例 (物理サーバの場合)

			数量	
			例 1	例 2
ハードウェア仕様	1 台目	スタンドアロン PC		
		サーバの CPU 数	1	2
		サーバに搭載するコア数	8	8 (4 コア×2)
前提ミドルウェア	1 台目	①(a) 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (当機構から無償配布)	1	1
		①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名: P-2AZY-2314)	1	1
		①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (形名: P-2AZY-2514)	3	2
	2 台目	②(a) スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名: P-2CZY-2514)	不要	不要
		②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名: P-2AZY-2414)	不要	1
		②(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (形名: P-2AZY-2514)	不要	不要
地方公会計向け前提ミドルウェア製品保守	1 台目	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス (形名: ST-2CZY24141) または 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24 (形名: ST-2CZY24143)	不要	不要
		拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセットサポートサービス (形名: ST-2AZY23141) または 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセットサポートサービス 24 (形名: ST-2AZY23143)	1	1
		地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットサポートサービス (形名: ST-2AZY25141) または 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットサポートサービス 24 (形名: ST-2AZY25143)	3	2
	2 台目	スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェア	不要	不要

		数量	
		例 1	例 2
	セット サポートサービス (形名: ST-2CZY25141) または スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェア セットサポートサービス 24 (形名: ST-2CZY25143)		
	地方公会計向け前提ミドルウェアセットサポートサービス (形名: ST-2AZY24141) または 地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24 (形名: ST-2AZY24143)	不要	1
	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット サポートサービス (形名: ST-2AZY25141) または 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット サポートサービス 24 (形名: ST-2AZY25143)	不要	不要

<仮想サーバの場合>

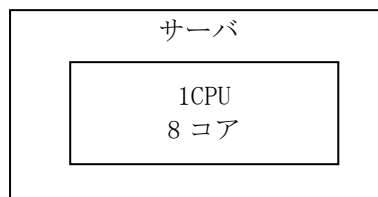
表 A-4 地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンスカウント例 (仮想サーバの場合)

			数量	
			例 3	例 4
ハードウェア仕様	1 台目	物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数	8	8
		地方公会計標準ソフトウェアが稼働する仮想サーバに割り当てたコア数	4	10
前提ミドルウェア	1 台目	①(a) 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (当機構から無償配布)	1	1
		①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名: P-2AZY-2314)	1	1
		①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (形名: P-2AZY-2514)	1	3
	2 台目	②(a) スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名: P-2CZY-2514)	不要	不要
		②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット (形名: P-2AZY-2414)	不要	1
		②(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (形名: P-2AZY-2514)	不要	不要
地方公会計向け前提ミドルウェア製品保守	1 台目	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス (形名: ST-2CZY24141) または 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24 (形名: ST-2CZY24143)	不要	不要
		拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス (形名: ST-2AZY23141) または 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24 (形名: ST-2AZY23143)	1	1

		数量	
		例 3	例 4
	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット サポートサービス（形名：ST-2AZY25141） または 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット サポートサービス 24（形名：ST-2AZY25143）	1	3
2 台目	スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェア セット サポートサービス（形名：ST-2CZY25141） または スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェア セットサポートサービス 24（形名：ST-2CZY25143）	不要	不要
	地方公会計向け前提ミドルウェアセットサポートサービ ス（形名：ST-2AZY24141） または 地方公会計向け前提ミドルウェアセットサポートサービ ス 24（形名：ST-2AZY24143）	不要	1
	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット サポートサービス（形名：ST-2AZY25141） または 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット サポートサービス 24（形名：ST-2AZY25143）	不要	不要

例 1) 8 コアの 1CPU を搭載するサーバを使用する場合

<1 台目のハードウェア>



①(a) 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット : 1

①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2AZY-2314) : 1

1 台目のハードウェアが 8 コアの 1CPU を搭載するサーバである。本前提ミドルウェアセットは、1 台目のハードウェアがサーバ (1CPU までを搭載していることを前提) の場合に 1 つ必要となるため、数量は 1。

①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (P-2AZY-2514) : 3

1 台目のサーバに搭載されるコア数が 8、①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量が 1 より、

①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット数量

= {(サーバに搭載される (仮想サーバの場合は、使用される) コア数)

− (①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量) × 2 コア} ÷ 2

= (8 コア − 1 × 2 コア) ÷ 2

= 3

②(a) スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2CZY-2514) : 不要

2 台目に導入するスタンドアロン PC が 0 台である。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降にスタンドアロン PC を導入する場合、スタンドアロン PC 1 台ごとに必要となるため、不要。

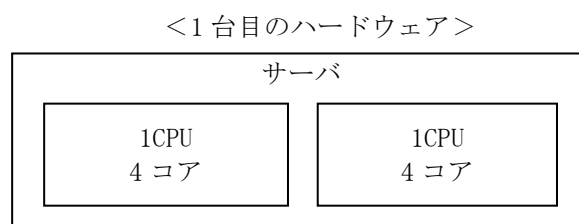
②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2AZY-2414) : 不要

2 台目のハードウェアは無し。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降のハードウェアがサーバの場合、サーバ 1 台あたりに必要となるため、不要。

②(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (P-2AZY-2514) : 不要

2 台目のハードウェアは無し。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降のハードウェアがサーバかつサーバに搭載されるコア数が 4 コア以上の場合に、2 コアを超える 2 コアごとに必要となるため、不要。

例 2) 4 コアの CPU×2 を搭載するサーバを使用する場合



①(a) 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット : 1

①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2AZY-2314) : 1

1 台目のハードウェアが 4 コアの CPU×2 を搭載するサーバである。本前提ミドルウェアセットは、1 台目のハードウェアがサーバ (1CPU までを搭載していることを前提) の場合に 1 つ必要となるため、数量は 1。

※2CPU 以上を搭載する場合は、1CPU ごとに②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセットが 1 つ必要になる。(詳細は後述②(b)を参照)

①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (P-2AZY-2514) : 2

1 台目のサーバの 1CPU に搭載されるコア数が 8、①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量が 1、また、1 台目のサーバに 2CPU 以上を搭載することより、

$$\begin{aligned}
 & \text{①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット数量} \\
 &= \{ (\text{サーバに搭載される (仮想サーバの場合は、使用される) コア数}) \\
 & - (\text{①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量} \\
 & + \text{②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量}) \times 2 \text{ コア} \} \div 2 \\
 &= \{ 8 \text{ コア} - (1+1) \times 2 \text{ コア} \} \div 2 \\
 &= 2
 \end{aligned}$$

②(a) スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2CZY-2514) : 不要  
2 台目のハードウェアは無し。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降にスタンドアロン PC を導入する場合、スタンドアロン PC 1 台ごとに必要となるため、不要。

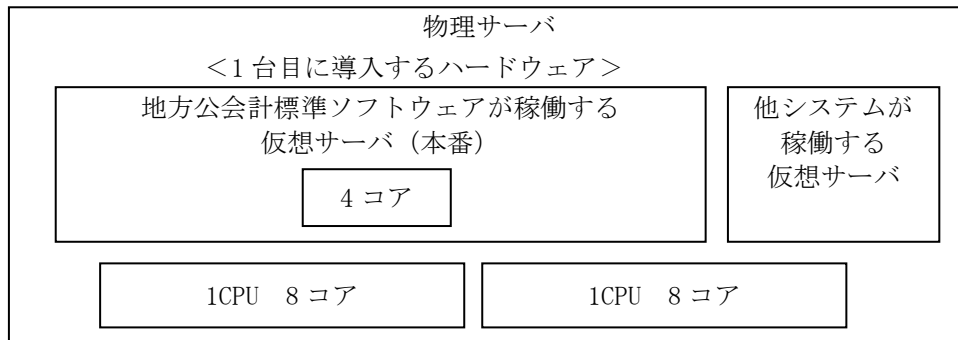
②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2AZY-2414) : 1

2 台目のハードウェアは無いが、1 台目のサーバに 2CPU を搭載している。本前提ミドルウェアセットは、1 台目のハードウェアがサーバかつ 2CPU 以上を搭載する場合、1CPU ごとに 1 つ必要となるため、数量は 1。

②(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (P-2AZY-2514) : 不要

2 台目のハードウェアは無し。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降のハードウェアがサーバかつサーバに搭載されるコア数が 4 コア以上の場合に、2 コアを超える 2 コアごとに必要となるため、不要。

例 3) CPU 数が 2、1CPU あたりのコア数が 8 の物理サーバ上で、4 コアを割り当てている仮想サーバを使用する場合



- ①(a) 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット : 1
- ①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2AZY-2314) : 1  
1 台目のハードウェアが仮想サーバであり、地方公会計標準ソフトウェアを稼働する仮想サーバに割り当てているコア数が 4 であり、物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数 8 を越えていないため、数量は 1。
- ①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (P-2AZY-2514) : 1  
1 台目の仮想サーバに搭載されるコア数が 4、①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量が 1 より、
- ①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット数量  

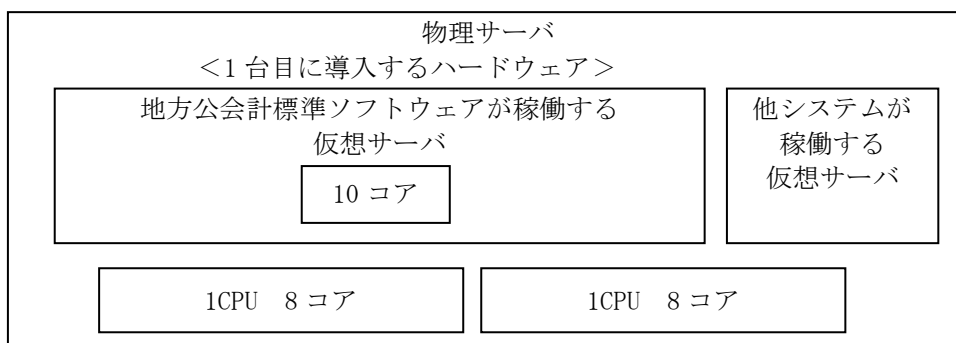
$$= \{ (\text{サーバに搭載される (仮想サーバの場合は、使用される) コア数}) - (\text{①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量}) \times 2 \text{ コア} \} \div 2$$

$$= (4 \text{ コア} - 1 \times 2 \text{ コア}) \div 2$$

$$= 1$$
- ②(a) スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2CZY-2514) : 不要  
2 台目のハードウェアは無し。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降にスタンドアロン PC を導入する場合、スタンドアロン PC 1 台ごとに必要となるため、不要。
- ②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2AZY-2414) : 不要  
2 台目のハードウェアは無し。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降のハードウェアがサーバの場合、サーバ 1 台あたりに必要となるため、不要。
- ②(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (P-2AZY-2514) : 不要  
2 台目のハードウェアは無し。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降のハードウェアがサーバかつサーバに搭載されるコア数が 4 コア以上の場合に、2 コアを超える 2 コアごとに必要となるため、不要。



例 4) CPU 数が 2、1CPU あたりのコア数が 8 の物理サーバ上で、10 コアを割り当てている仮想サーバを地方公会計標準ソフトウェアに使用する場合



①(a) 基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット : 1

①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2AZY-2314) : 1

1 台目に導入するハードウェアが仮想サーバであり、地方公会計標準ソフトウェアを稼働する仮想サーバに割り当てているコア数が 10 であり、物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数 8 を越えている。この場合、本前提ミドルウェアセットは、1CPU 分が必要となるため、数量は 1。

※地方公会計標準ソフトウェアを稼働する仮想サーバに割り当てているコア数が、物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数を超える場合は、物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数ごとに②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセットが 1 つ必要になる。(詳細は後述②(b)を参照)

①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (P-2AZY-2514) : 3

サーバに搭載されるコア数が 10 であり、物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数 8 を越えている。①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量が 1、また、物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数を越えていることより、

$$\begin{aligned} & \text{①(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット数量} \\ & = \{ (\text{サーバに搭載される (仮想サーバの場合は、使用される) コア数}) \\ & \quad - (\text{①(b) 拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量} \\ & \quad + \text{②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット数量}) \times 2 \text{ コア} \} \div 2 \\ & = \{ 10 \text{ コア} - (1+1) \times 2 \text{ コア} \} \div 2 \\ & = 3 \end{aligned}$$

②(a) スタンドアロン PC 版地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2CZY-2514) : 不要  
2 台目のハードウェアは無し。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降にスタンドアロン PC を導入する場合、スタンドアロン PC 1 台ごとに必要となるため、不要。

②(b) 地方公会計向け前提ミドルウェアセット (P-2AZY-2414) : 1

2 台目のハードウェアは無いが、1 台目の仮想サーバに割り当てているコア数が 10 であり、物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数 8 を越えている。本前提ミドルウェアセ

ットは、1 台目のハードウェアが仮想サーバかつ物理サーバに搭載する 1CPU あたりのコア数を超えている場合、物理サーバの 1CPU あたりのコア数ごとに 1 つ必要となるため、数量は 1。

②(c) 地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット (P-2AZY-2514) : 不要

2 台目のハードウェアは無し。本前提ミドルウェアセットは、2 台目以降のハードウェアが仮想サーバかつ仮想サーバに割り当てているコア数が 4 コア以上の場合に、2 コアを超える 2 コアごとに必要となるため、不要。

地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンス及び製品保守の定価（予定）を以下に示す。

表 A-5 地方公会計向け前提ミドルウェアのライセンスの定価（予定）

項番	ライセンス（製品名称）	型名	定価（単価） （予定） [税抜] ※	備考
1	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット			当機構から無償配布
2	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2AZY-2314	¥1,798,000	
3	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセット	P-2AZY-2514	¥381,400	
4	スタンドアロンPC版地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2CZY-2514	¥900,000	
5	地方公会計向け前提ミドルウェアセット	P-2AZY-2414	¥1,988,000	

表 A-6 地方公会計向け前提ミドルウェアの製品保守の月額定価（予定）

項番	製品保守名称	型名	月額定価（単価） （予定） [税抜] ※	備考
1	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス	ST-2CZY24141	¥15,000	
2	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24	ST-2CZY24143	¥21,000	
3	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス	ST-2AZY23141	¥34,700	
4	拡張版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス 24	ST-2AZY23143	¥48,500	
5	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットサポートサービス	ST-2AZY25141	¥4,900	
6	地方公会計向け前提ミドルウェア追加ライセンスセットサポートサービス 24	ST-2AZY25143	¥6,700	
7	スタンドアロンPC版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス	ST-2CZY25141	¥15,000	

項番	製品保守名称	型名	月額定価（単価） （予定）[税抜] ※	備考
8	スタンドアロンPC版地方公会計向け前提ミドルウェアセットサポートサービス 24	ST-2CZY25143	¥21,000	
9	地方公会計向け前提ミドルウェアセットサポートサービス	ST-2AZY24141	¥34,700	
10	地方公会計向け前提ミドルウェアセットサポートサービス 24	ST-2AZY24143	¥48,500	

※定価（予定）は、必要な経費の予算措置等を行うために、経費の規模を算出することを目的とした値引き前の参考値である。実際の調達については、システムベンダ等に本仕様書を提供することにより、システムベンダ等から正式な見積りを取得し、調達すること。

参考として、「第4章システム構成例」に示すシステム構成パターンA、Bの場合のライセンス及び製品保守（平日8:00-19:00の場合）の定価（予定）を以下に示す。

・システム構成パターンA

<ライセンスの定価>

項番	ライセンス （製品名称）	型名	数量	定価（単価） （予定）[税抜]	定価 （予定）[税抜]	備考
1	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット					当機構から無償配布

<製品保守（平日8:00-19:00の場合）の月額定価>

項番	製品保守名称	型名	数量	月額定価（単価） （予定）[税抜]	月額定価 （予定）[税抜]	備考
1	基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット サポートサービス	ST-2CZY24141	1	¥15,000	¥15,000	

・システム構成パターンB

<ライセンスの定価>

項番	ライセンス (製品名称)	型名	数量	定価(単価) (予定) [税抜]	定価 (予定) [税抜]	備考
1	基本版地方公会計 向け前提ミドルウ ェアセット					当機構か ら無償配 布
2	拡張版地方公会計 向け前提ミドルウ ェアセット	P-2AZY-2314	1	¥1,798,000	¥1,798,000	

<製品保守(平日8:00-19:00の場合)の月額定価>

項番	製品保守名称	型名	数量	月額定価(単価) (予定) [税抜]	月額定価 (予定) [税抜]	備考
1	基本版地方公会計 向け前提ミドルウ ェアセット サポ ートサービス					
2	拡張版地方公会計 向け前提ミドルウ ェアセット サポ ートサービス	ST-2AZY23141	1	¥34,700	¥34,700	